

HSBC プレミア・アカウント規定 一部変更のお知らせ

HSBC プレミアでは、HSBC プレミア・アカウントご利用の際にお客様よりご同意いただきます。HSBCプレミア・アカウント各規定につきまして、2011年11月7日より、一部改訂いたします。条文はHSBCプレミア規約集新旧対応表をご覧ください。お客様におかれましては、下記の変更事項をご一読のうえ、ご理解・ご同意を賜りますようお願い申し上げます。

ご不明な点等ございましたら、担当のリレーションシップ・マネジャーまたはコールセンター（0120-777-369、24時間365日）までお問合せください。今後とも末永くお取引賜りますようお願い申し上げます。

以上

2011年11月7日
HSBCプレミア

HSBC プレミア規約集 条文新旧対照表

●2011年11月7日変更分（下線部分が変更箇所）

条項	改訂前	改訂後
第17章第1条 本サービスの申込・サービス内容 第2項③号 第4項	2. ①②（略） ③自動送金サービス（HSBC内振替） 当行所定のHSBC内振替用の自動送金サービス申込書に記載された条件に従って、指定取引口座から払戻しのうえ、お客様のプレミア・アカウントの預金口座間における振替および当行国内支店にある受取人の預金口座あてに行う円建ての国内振替取引。	2. ①②（略） ③自動送金サービス（HSBC内振替） 当行所定のHSBC内振替用の自動送金サービス申込書に記載された条件に従って、指定取引口座から払戻しのうえ、お客様のプレミア・アカウントの預金口座間における振替および当行国内支店にある受取人の預金口座あてに行う円建て <u>または外貨建ての国内振替取引。ただし、当行国内支店における口座間であれば、本邦居住者・非居住者間、または非居住者相互間の振替について、当行所定の条件で取扱うことがあります。</u>
第17章第4条 本サービスの指定依頼内容 第1項～第3項	1. 本サービスの申込みに際しては、当行が別途指定する数種の送金スタイルの中から、 <u>いずれか1つをご指定いただきます。</u> 2. 本サービスは、当該本サービスの申込みにかかる第2条のサービス開始日以降、第3条によるサービス終了に至るまでの間、 <u>各スタイル毎に定められた条件に従い、各スタイル毎に定められた時期に、実行されるもの</u> とします。	1. 【削除】 2. 本サービスは、当該本サービスの申込みにかかる第2条のサービス開始日以降、第3条によるサービス終了に至るまでの間、 <u>自動送金サービス申込書に記載された条件に従って、実行されるもの</u> とします。

条項	改訂前	改訂後
	<p>3. <u>本サービスの実行周期を、毎営業日、毎週、隔週、毎月、四半期毎、半年毎、または、毎年として指定された場合、当該本サービスにかかる本件取引の取引処理期日は以下のとおりとします。</u></p> <p>①<u>毎営業日が指定された場合：毎営業日</u> ②<u>毎週が指定された場合：毎週の指定の曜日</u> ③<u>隔週が指定された場合：2週間毎の指定の曜日</u> ④<u>毎月が指定された場合：毎月の指定の暦日</u> ⑤<u>四半期毎が指定された場合：3ヶ月毎の指定の暦日</u> ⑥<u>半年毎が指定された場合：6ヶ月毎の指定の暦日</u> ⑦<u>毎年が指定された場合：1年毎の指定の暦日</u></p> <p><u>ただし、取引処理期日とされる日が営業日以外の日であるときには、直後の営業日を取引処理期日とします。また、毎月ないし毎年の周期が指定された場合において、応当月に指定の暦日がない場合には、当該応当月の最終営業日を取引処理期日とします。</u></p>	<p>3. <u>本サービスの実行周期は、本サービス1件について毎月1度に限るものとし、各本サービスの申込時にお客様が指定する毎月の一定期日（以下、「指定日」といいます）を毎月の取引処理期日として取引処理を行い、その実行日は以下のとおりとします。</u></p> <p>①<u>自動送金サービス（国内他行あて）：指定日の翌営業日。</u> ②<u>自動送金サービス（海外送金）：指定日の翌営業日。</u> ③<u>自動送金サービス（HSBC内振替）：指定日と同日。</u></p> <p><u>ただし、ある暦月において、指定日とされた暦日がない場合には、当該暦月の最終営業日を当該暦月の指定日として取引処理を行います。また、指定日とされた日が営業日以外の日に該当する場合には、翌月に繰越すときでも直後の営業日を当該暦月の指定日として取引処理を行います。このため、同月分の本件取引が翌月に繰越されて実行されることがあります。</u></p>
<p>第17章第5条 複数取引がある場合の取り扱い</p>	<p><u>お客様は、各本サービスの利用申込みに際して、当該サービスに、01～99 までの番号を重複することなく付することによって、当該本サービスの優先順位を定めるものとします。複数の本サービスにかかる本件取引が同時に実行時期を迎える場合には、番号の小さい本件取引から順に実行されるものとします。</u></p>	<p><u>同一の指定日に、同一の指定取引口座において取引処理される各本件取引および他の取引が複数ある場合、いずれの取引から順に処理するかは、同日における当行のシステム処理の順序によるものとします。なお、当行のシステム処理の順序は、日によって異なることがあります。</u></p>
<p>第17章第6条 外国為替交換レート等</p>	<p><u>本サービスにおいて外貨を日本円に交換して送金する場合および日本円を外貨に交換して送金する場合の為替交換レートについては、「第1章 HSBC プレミア・アカウント一般取引規約」第15条の規定に従うものとします。</u></p>	<p><u>本サービスでは、同一通貨による本件取引のみを取扱います。通貨交換を伴う本件取引の取扱いはありません。</u></p>
<p>第17章第8条 残高不足の取扱い 第1項 第2項</p>	<p>1. <u>本件取引の実行時点において、送金金額が指定取引口座の資金化残高（自動貸越サービスを利用できる場合は、その利用可能金額を含みます。以下同じ）を超える場合、または、送金手数料の額が手数料口座の資金化残高を超える場合、当行は当該本件取引を実行しません。</u></p> <p>2. <u>同一指定取引口座において同一時点で実行されるべき複数の本件取引がある場合に、当該指定取引口座の資金化残高が、当該本件取引の送金金額の総額に不足するときには、当行は、当該資金化残高の範囲内で実行可能な当該本件取引のうち、最優先順位の取引を実行するものとし、以降、実行可能な取引がなくなるまで、この手順を繰返すものとします。</u></p>	<p>1. <u>本件取引の取引処理時点において、送金金額が指定取引口座の資金化残高（自動貸越サービスを利用できる場合は、その利用可能金額を含みます。以下同じ）を超える場合、または、送金手数料の額が手数料口座の資金化残高を超える場合、当行は当該本件取引を実行しません。</u></p> <p>2. <u>同一指定取引口座または手数料口座において同一時点で取引処理されるべき複数の本件取引がある場合に、当該指定取引口座の資金化残高が、当該本件取引の送金金額の総額に不足するときおよび手数料口座の残高が送金手数料の総額に不足するときには、当行は、同日における当行のシステム処理の順序に従い、当該資金化残高の範囲内で実行可能な取引から順に処理するものとします。</u></p>
<p>第17章第12条 規定の準用 第3項</p>	<p>3. <u>本サービスについて、第4条第2項所定の各スタイル毎に定められた条件と本規定が矛盾する場合は、当該各スタイル毎の条件が優先するものとします。</u></p>	<p>3. <u>本サービスについて、本件取引の取引処理時点において有効な商品説明書に記載された条件と本規定が矛盾する場合は、当該商品説明書に記載された条件が優先するものとします。</u></p>